

4 健康危機における健康確保対策

近年の健康危機事例の多発の中で、健康福祉事務所(保健所)は地域における健康危機管理の拠点として位置づけられています。健康福祉事務所には、平常時に監視業務等を通じて健康危機の発生を未然に防止し、圏域全体で健康危機管理を総合的に行うシステムを構築すること、健康危機発生時には地域に存在する保健医療資源を調整し、関連機関を有機的に機能させることなどの役割が期待されています。

健康危機管理において最も重要なことは、健康被害発生の未然防止及び拡大の防止であり、平時から職員一人ひとりが健康管理意識を持って日常業務に取り組むことが大切です。

北播磨圏域内において、阪神・淡路大震災、東日本大震災等大規模自然災害、食中毒、感染症、飲料水・水道等環境汚染により生ずる圏域住民等の生命の安全と健康の確保を脅かす事態に備えて、北播磨県民局では、平常時から消防、医療機関等との連携、研修、訓練などに取り組んでいます。

近年、下表のとおり、水害、感染症、食中毒など健康危機事例が発生しており、今後、いついかなる時に起こるか予想することができません。県民の生活及び健康の安全を確保する観点から、災害、食中毒、水道の危機管理など原因別に対策を講じ備えていきます。

[北播磨圏域の主な健康危機事例]

年 月 日	事 例
平成 16 年 10 月	台風 23 号による水害
平成 21 年 4 月	新型インフルエンザの発生
平成 23 年 9 月	台風 12 号による水害
平成 23 年 10 月	高齢者のイベントに配布された弁当による食中毒

(1) 災害

現 状

上記表のとおり、当圏域では台風 23 号による水害(平成 16 年 10 月)、台風 12 号による水害(平成 23 年 9 月)が起こっています。また、全国的には平成 7 年の都市直下型地震の阪神・淡路大震災、平成 23 年の地震、津波、原発事故が複合した東日本大震災などの激甚災害が発生しています。

兵庫県「第 17 回県民意識調査」(平成 23 年度)では、特に不安に感じている災害等の設問について、東日本大震災を受け「地震・津波」が約 9 割と突出していますが、「感染症」、「水害」、「放射能汚染」も約 5 割と多くなっています。

また、非常時に備えての食の備蓄状況を見てみますと、県全体では“用意している”世帯が41.9%であり、平成10年より10.8ポイント増加しています。当圏域においては、平成15年の26.3%から、平成20年の41.9%となり15.6ポイントの増加がみられ、全県の状況と同程度の状況になっています。

備蓄品の多い順は、飲料水、主菜となる食品、カセットコンロ等の熱源、主食となる食品となっています。

[非常用食料等の備蓄状況の年次推移（圏域別）]

圏域名	平成15年		平成20年	
	%	対象世帯数 (人)	%	対象世帯数 (人)
総数	34.7%	2,876	41.9%	2,185
神戸	55.7%	106	59.8%	122
阪神南	47.1%	376	54.3%	219
阪神北	46.1%	373	51.3%	271
東播磨	38.0%	326	47.0%	253
北播磨	26.3%	335	41.9%	222
中播磨	33.7%	202	38.0%	192
西播磨	23.6%	394	32.1%	243
但馬	27.4%	281	31.5%	216
丹波	23.3%	180	35.6%	219
淡路	32.7%	303	32.9%	228

資料：平成20年度兵庫県「健康食生活実態調査」

課題

- ・大規模災害に備え、年齢・疾病など個々人の心身の状況に応じた食料、飲料水、服用薬の備蓄等が重要であることの周知が必要です。
- ・医療ニーズの高い患者・障害者への災害発生時に備えた市町及び医療機関等の連携による支援が必要です。
- ・避難生活等における栄養摂取の偏り、高齢者の生活不活発病、口腔内の不衛生などの、被災者の二次的な健康被害を防止するための対策の促進が必要です。

推進方策

阪神・淡路大震災をはじめとした大規模地震、台風等による水害の発生による二次的な健康被害や、新型インフルエンザなどの新興感染症の流行、腸管出血性大腸菌O157^{オー}など重大かつ大規模な食中毒の発生など健康危機が頻発し、その内容も多様化、複雑化しています。これらについて、24時間365日迅速かつ幅広い対応が求められていることから、以下種類ごとに目標を掲げ、施策を実施します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
災害に備え、非常食等を備蓄している世帯の割合の増加	41.9% <small>(平成20年度兵庫県健康食生活実態調査)</small>	60%以上(平成28年) <small>(平成20年度兵庫県食育推進計画)</small>
災害時保健指導マニュアル策定市町数の増加	3市町 <small>(平成24年度兵庫県健康推進計画調べ)</small>	6市町
在宅人工呼吸器装着難病患者災害時支援指針にもとづく個別災害対応マニュアルの作成割合の増加 (非侵襲性の人工呼吸器を除く)	100% <small>(平成24年度兵庫県疾病対策課調べ)</small>	100%

【主な推進施策】

① 県民運動等を通じた普及啓発

大規模災害等による健康危機が生じた場合に備えて、乳幼児、妊産婦、高齢者、疾病等、個々人の状況に応じた食料、飲料水の備蓄、服用薬の管理・確保、医療機関の連絡先の把握の必要性等について、あらゆる機会を通じて普及啓発し、健康意識の向上を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・災害に備えた備蓄の必要性等認識の向上
関係団体等	・各種媒体を活用した、災害に備えた備蓄の必要性等の普及啓発
事業者	・各種媒体を活用した、災害に備えた備蓄の必要性等の普及啓発
市町	・地域団体等を活用した、災害に備えた備蓄の必要性等の普及啓発
健康福祉事務所	・地域団体等を活用した、災害に備えた備蓄の必要性等の普及啓発

② 研修等による関係機関への普及・啓発

避難生活等では、栄養摂取の偏り、喫煙本数・飲酒量の増加、睡眠障害、不安・抑うつ症状、高齢者の生活不活発病、口腔内の不衛生等、二次的な健康被害が起こりやすい状況となります。そういった二次的な健康被害について、研修等の機会を利用した関係機関への普及・啓発を行っていきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
関係団体等	・ 研修会等への参加による、被災者の二次的な健康被害の理解促進
事業者	・ 研修会等への参加による、被災者の二次的な健康被害の理解促進
市町	・ 研修等の機会を利用した関係機関への普及啓発
健康福祉事務所	・ 研修等の機会を利用した関係機関への普及啓発

③ 災害時の地域保健福祉活動ガイドラインの整備

自然災害等の災害発生時について、避難所での健康相談、被災者への保健指導など必要な対応ができるよう、災害時の地域保健福祉活動ガイドライン等の整備を推進していきます。関係機関との連携強化を図るとともに、研修・訓練を通じた、県民や職員の意識向上に取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
関係団体等	・ 災害時に備えた他機関との連携強化、活動方法の確認
事業者	・ 事業者における災害発生時の活動指針の整備
市町	・ 市町における災害発生時の活動指針の整備 ・ 災害時に備えた他機関との連携強化、活動方法の確認
健康福祉事務所	・ 災害時地域保健福祉活動ガイドラインの整備

④ 災害時要援護者名簿作成の推進

疾病や障害を持っているために、避難行動・避難生活を行うことが困難である要援護者について、地震・風水害といった災害発生時に備え、要援護者としての把握・名簿作成、必要な支援計画策定等を行うなど体制整備を推進していきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・（必要時）名簿記名への協力、記名依頼
関係団体等	〈自治会（自主防災組織）、民生委員、社会福祉協議会、消防団、消防署、警察署 等〉 ・災害時要援護者に関する名簿の共有 ・災害時における安否確認などの支援
事業者	・災害時における安否確認などの支援協力
市町	・要援護者の把握・名簿作成、関係機関との共有 ・支援計画作成、支援体制の整備
健康福祉事務所	・支援計画作成、支援体制の整備に関する支援 等

⑤ 災害時対応マニュアル作成の実施

在宅人工呼吸器装着難病患者や、在宅人工透析患者等の医療ニーズが高い地域生活者についても、市町及び関係機関と連携し、必要かつ迅速な対応が取ることが必要になります。在宅人工呼吸器装着難病患者等に関する災害時対応マニュアル策定の推進等、平常時からの支援体制づくりに取り組んでいきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・（必要時）マニュアル策定への協力
関係団体等	・マニュアル策定への協力・連携、マニュアルの活用
事業者	・マニュアル策定への協力
市町	・マニュアル策定への協力・連携、マニュアルの活用
健康福祉事務所	・災害時対応マニュアルの策定

（２）食中毒

現 状

北播磨圏域内においては、平成19年から平成23年までの5年間に15件の食中毒事件が発生しており、患者数は273人にのぼっています。細菌性の食中毒であるカンピロバクターによるものと、ウイルス性のノロウイルスによるものが多くを占めており、全国的な状況と同じです。

[北播磨圏域における食中毒事件(平成 19～23 年)一覽]

年	月	業種	原因物質	患者数
19	1	飲食店	ノロウイルス	5
	3	飲食店	カンピロバクター	6
	7	飲食店	カンピロバクター	4
	10	飲食店	カンピロバクター	6
	11	飲食店	ノロウイルス	36
20	1	飲食店	ノロウイルス	18
	2	飲食店	ノロウイルス	68
	3	家庭	テトロドトキシン	2
21	9	飲食店	不明	6
22	1	飲食店	ノロウイルス	17
23	2	その他	ノロウイルス	20
	4	家庭	チョウセンアサガオ	3
	5	飲食店	カンピロバクター	7
	8	飲食店	クドア・セプテンpunkタータ	11
	10	飲食店	セレウス菌及び黄色ブドウ球菌	64

課 題

食中毒の未然防止を目的とした、適切な措置等の正しい知識の普及、事業者への指導などを行います。

推進方策

腸管出血性大腸菌^{オー}O157 など重大かつ大規模な食中毒の発生を未然に防止するため、消費者教育、事業者指導及び食中毒事案への対処など幅広い対応が求められていることから、以下の目標を掲げ、施策を実施します。

【目標】

項 目	現状値	目標値 (平成29年度)
1 事件当たり患者数が 50 名を超える食中毒の発生をなくす	1 件	0 件
学校給食を原因とする食中毒をなくす	0 件	0 件

資料：平成 23 年度兵庫県「加東健康福祉事務所調べ」

【主な推進施策】

① 食中毒予防に対する必要な知識の普及啓発、リスクコミュニケーションの推進

食中毒の未然防止のために、食の安全安心フェアや講習会開催等により、食中毒予防に必要な知識の普及啓発を図るとともに、食品衛生協会等との連携のもと、食品に存在する危害要因、適切な措置等の正しい知識の普及を促進します。また、県民、事業者、専門家、行政等が相互に意見交換を行う場を設けることにより、リスクコミュニケーション(相互理解を進め、リスクの低減を図る)の推進を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・食中毒予防に対する正しい知識の習得
関係団体等	・食中毒予防に対する正しい知識の普及啓発
事業者	・施設の衛生管理や従事者の健康管理の徹底、衛生意識の向上など衛生教育への参加 ・食中毒予防に対する正しい知識の普及啓発
市町	・事業等を活用した、食中毒予防に対する正しい知識の普及啓発
健康福祉事務所	・食の安全安心フェアや講習会開催等による食中毒予防に対する正しい知識の普及啓発

② 拡大防止のための事業者等への指導

健康危機ホットラインによる 24 時間 365 日の健康危機管理体制のもと、平常時だけでなく休日夜間も県民等から食中毒(疑い含む)に関する通報を受け付け、健康福祉事務所(保健所)が迅速に対応するとともに拡大防止策を講じるため事業者等へ適切な指導を実施します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・食中毒が疑われる場合の健康福祉事務所(保健所)への速やかな通報 等
事業者	・食中毒が疑われる場合の健康福祉事務所(保健所)への速やかな通報 等
健康福祉事務所	・原因究明に向けた調査の実施 ・拡大防止に向けた事業者等への指導 等

(3) 水道の危機管理

現 状

水道は、私たちの生活や社会・経済活動に欠くことのできないライフラインとしての役割を果たしています。平常時においては、毒物・農薬等の流入による水道水源の水質汚染、クリプトスポリジウム、ジアルジアなど耐塩素性病原生物の検出、浄水施設の老朽化等により、水道水の供給に支障をきたす事故が起こっています。また、災害時には、それを起因とした断水・濁水、汚染水の流入などが生じています。

最近では、様々な産業で利用され排出基準規制が行われていない化学物質が操業中の事故又は運搬中の事故により漏れ又は浸み出すことにより、公共水域に流入し浄水処理中に化学変化することにより汚染する事例が散発しています。さらに、地震や豪雨などの自然災害により、様々な産業で利用される汎用の化学物質が漏洩し、水道水源を汚染する事態が起こりうる危険性をぬぐうことはできない状況にあります。

[化学物質の流入事例]

年次	公共水域	事 例
平成 12 年	八木川 (養父市関宮町)	タンクローリーが横転し、ポリアクリル酸ブチルが流出し、水道水源を汚染
平成 14 年	篠山川 (篠山市)	フェノール化合物が流出し、水道水源として取水された原水に混入し、浄水過程で塩素と反応しクロロフェノールが発生、10 日にわたって、取水・給水が停止

資料：「加東健康福祉事務所調べ」

課 題

クリプトスポリジウム等対策の指導強化、各関係機関との連携及びこれらの水道の危機管理体制整備などによる健康被害の発生予防、拡大防止を適切に行う必要があります。

推進方策

水道事業体である各市町は、様々な手法による浄水処理を行うことなどにより、安全で安心な水道づくりに取り組んでいきます。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
クリプトスポリジウム等対策の強化 (浄水処理方式の変更)	2事業体 (対策済み施設)	3事業体
水道施設の安全対策(危機管理体制)の強化 (水道ビジョンへの健康危機管理の盛り込み)	0事業体	6事業体

資料：平成23年度「加東健康福祉事務所調べ」

【主な推進施策】

① クリプトスポリジウム等対策の指導強化

耐塩素性病原体による汚染対策を一層推進するため、水道事業者に対し、施設管理等の指導を徹底し、水道水を原因とする健康被害の発生予防に努めます。

【各主体の役割】

主体	主な役割
事業者	・指導の遵守
健康福祉事務所	・事業者への施設管理の指導徹底

② 化学物質使用事業所及び保管状況の把握

事故及び自然災害による水道水源への流入を防ぐために、化学物質使用事業の把握に努め、化学物質の水道水源への流入防止に努めます。

さらに、化学物質に対応した物資・除害物質の保管(又は所有)状況を把握し、事故発生時に備えます。

【各主体の役割】

主体	主な役割
事業者 (市町)	・取水地点の周辺及び上流側の企業立地の把握
健康福祉事務所	・化学物質使用事業所の把握 ・化学物質に対応した物資・除害物質の保管(所有)状況の把握

③ 水道事業者等関係機関との連携強化

迅速かつ適切な危機管理対応が行えるよう、水道施設の現状、水道事業者の水質観測の間隔、取水停止などの判断基準等危機管理対応の把握、事故想定訓練、取水停止時の給水車の応援などを含めた健康危機発生時の水道事業者への支援スキームの構築など、関係機関との連携を強化します。

【各主体の役割】

主体	主な役割
事業者	・危機管理対応マニュアル等の整備
市町	・取水停止時の給水計画策定、他地域市町との応援協定の締結
健康福祉事務所	・水道事業者への支援スキームの検討協議

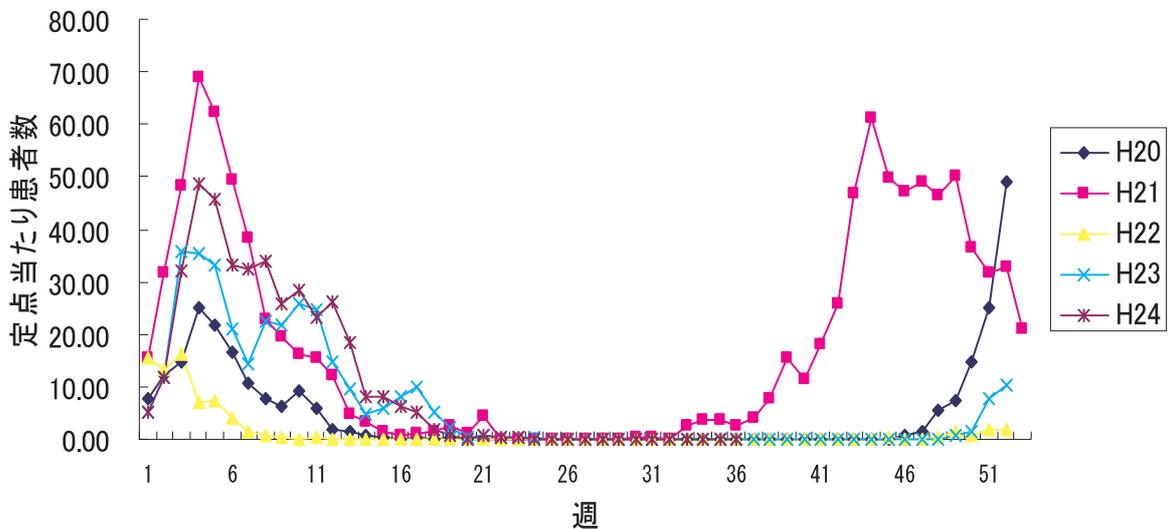
(4) 感染症

現 状

県民のインフルエンザの患者発生状況は、例年、1月下旬頃に流行のピークを迎えています。平成21年度は、5月に確認された新型インフルエンザ(A/H1N1:H23.4より季節性に移行)の影響により、例年の年末から2月にかけてのピークと異なり、10月末(44週)に流行のピークを迎えました。

また、北播磨圏域の状況については、下表のとおりとなっています。

インフルエンザ発生動向(北播磨圏域)



北播磨圏域の感染症法に基づく全数報告対象疾患(二・三・四・五類)の届出数の状況

[北播磨圏域における感染症届出数年次推移]

類型	二類		三類		四類			五類								計	
	結核	腸管出血性大腸菌感染症	細菌性赤痢	E型肝炎	A型肝炎	レジオネラ症	アメーバ赤痢	ウイルス性肝炎	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	クロイツフェルト・ヤコブ病	後天性免疫不全症候群	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	麻疹	急性脳炎	梅毒		新型インフルエンザ(A/H1N1)※
H19	40	19	3	1		1	2			1	2	1		1	1		72
H20	66	12					1	4				2	9				94
H21	66	4				1				1			1			13	86
H22	57	6			1	1		2	1		1						69
H23	76	3				3	1	2		1		1					87

※平成 21 年の新型インフルエンザ(A/H1N1)は「新型インフルエンザ等感染症」から平成 23 年 4 月に五類感染症に変更

課題

感染症に関する正しい知識の普及、調査及び情報提供、感染拡大防止の指導を行う必要があります。

推進方策

広く、県民に対して、感染症の正しい知識の啓発に努め、疫学的調査や情報提供を行い、感染拡大防止に取り組みます。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
腸管出血性大腸菌感染症(O157)の集団発生をなくす	0 件 (平成 23 年度加東健康福祉事務所調べ)	0 件

家庭での感染症予防対策に取り組む人の割合の増加	手洗い 82.2% うがい 69.4% マスク 46.7% ワクチン接種 39.7% <small>(平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)</small>	手洗い 92% うがい 84% マスク 57% ワクチン接種 57%
-------------------------	--	---

【主な推進施策】

① 感染症予防に対する必要な知識の普及啓発

感染症については、感染力は低いものの人に重篤な影響を与える感染症、症状は重篤ではないものの爆発的な感染力により多くの人に健康被害を与える感染症等、様々なタイプがあります。

正しい知識の普及啓発が最大の感染予防につながることから、関係機関と連携した、地域の実状に応じたきめの細かい啓発を推進していきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症予防に対する正しい知識、適切な個人予防法の習得（手洗い・うがいの励行、人混みでのマスク着用、予防接種 等）
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> 〈医療関係団体、教育機関、社会福祉施設等の開設者等〉 ・ 正しい知識の普及啓発 等
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 〈動物等取扱業者〉 ・ 感染症の予防に関する知識及び技術の習得 ・ 動物等の適切な管理 等
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい知識の普及 ・ 地域住民への情報提供 等
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい知識の普及、情報提供 ・ 人材の養成や資質の向上と確保 等

② 病原体サーベイランスの取組強化

近年、動物由来のインフルエンザが人から人に感染するタイプに変異した新型インフルエンザが流行するなど、新興・再興感染症等の世界的な流行（パンデミック）が懸念されています。

医療機関、学校等の協力を得て、感染症発生動向の把握や、病原体検出情報の収集（病原体サーベイランス）システムの機能充実を図ることで、感染拡大の早期探知や、適切な指導によるまん延防止について取り組んでいきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 感染症発生情報提供への協力
関係団体等	〈医療機関、学校等〉 ・ 感染症発生情報の提供
事業者	・ 感染症発生情報提供への協力
市町	・ 感染症発生情報提供への協力
健康福祉事務所	・ 実施体制の整備 ・ 感染症に関する情報の収集、解析・評価及び情報提供 ・ 感染症の発生状況及び動向の把握

北播磨圏域健康福祉推進協議会 健康づくり部会 委員

所属・職名	氏 名	備 考
西脇市多可郡医師会長	藤田 位	部会長
西脇地域産業保健センター代表		
西 脇 市 長	來住 壽一	
三 木 市 長	藪本 吉秀	
小 野 市 長	蓬萊 務	
加 西 市 長	西村 和平	
加 東 市 長	安田 正義	
多 可 町 長	戸田 善規	
小野加東歯科医師会長	磯貝 知一	
西脇市多可郡薬剤師会長	來住 泰幸	
兵庫県看護協会北播支部長	岩崎 妙子	
三木栄養士会長(栄養士会圏域代表)	伊藤 明代	
兵庫県いずみ会北播磨ブロック代表理事	北井 保美	
兵庫県愛育連合会圏域代表	長濱 文子	
西脇労働基準協会専務理事	久毛 厚彦	
小野商工会議所会頭	長谷川 英治郎	

<作成責任者>

兵庫県北播磨県民局加東健康福祉事務所(加東市社字西柿 1075・2)

電話(0795)42-5111(代) FAX(0795)42-4050

メールアドレス Katokf@pref.hyogo.lg.jp

<印刷責任者>

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課(神戸市中央区下山手通 5・10・1)

電話(078)362-9109 FAX(078)362-3913

メールアドレス kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県
健康づくり推進
実施計画